

要請場所の誤指令による消防隊の到着遅延について

1 概要

救急要請（119番通報）時の聴き取りにおいて、指令管制員が要請場所（共同住宅）の部屋番号を誤認し、隣接する別の部屋に出場指令を行ったため、消防隊の傷病者への接触が約3分遅延した事案が発生しました。

2 指令日時

令和5年10月30日（月）午前2時00分

3 要請場所

- (1) 実際の要請場所 戸塚区A町 B（建物名） 10C号室 ○○方（正）
(2) 当初の出場指令場所 戸塚区A町 B（建物名） 10D号室 ○○方（誤）
※ C及びDは数字となります。

4 通報及び出場指令の経過

通報者からの救急要請場所は、戸塚区「A町B（建物名）の10C号室」と申告をいただきましたが、指令管制員①は指令書作成にあたりシステムを操作する上で「10D号室」と誤入力し、「10D号室」に消防隊、救急隊を出場させました。

その後、「10D号室」に到着した消防隊が傷病者宅を確認できなかったことから、消防司令センターの指令管制員②に再度要請場所を確認しました。指令管制員①は本件の通報者と話し中であったため、再度部屋番号を確認したところ、「10C号室」であることが分かりました。

この結果、傷病者と消防隊との接触が、約3分遅延しました。

なお、救急隊は消防隊が傷病者に接触した後に現場到着したため、接触遅延はありません。

5 傷病者

40歳代 男性（医療機関初診時：重篤） その後、お亡くなりになりました。

6 傷病者のご家族への対応

傷病者のご家族に対して、要請場所の誤指令により消防隊の到着が約3分遅れたことを報告するとともに、謝罪を行いました。

7 搬送先医療機関医師の見解

搬送先医療機関医師からは、現時点で、消防隊の到着の遅れによる影響があったとは考えにくいとの見解を受けています。

8 今後の対応

今回の事案について、消防局内に検討委員会を立ち上げて、再発防止の徹底を図ります。

9 時間経過

- 1時58分 119番通報を消防司令センターで受信、口頭指導（気道確保）を実施
- 2時00分 救急隊及び消防隊に出場指令
- 2時05分 通報者から2回目の通報を受けて、「呼吸が停止している」ことを確認したため、口頭指導（心臓マッサージ）を実施
- 2時06分 消防隊が指令場所付近に到着し、傷病者宅の確認を開始
- 2時07分 消防隊が指令場所10D号室の住人に接触したが通報していない旨を確認
- 2時09分 指令場所が要請者宅ではなかったため、消防隊が消防司令センターに連絡し、指令管制員が話し中である通報者に対して、再度場所の確認等を実施
- 2時10分 消防隊が要請者宅10C号室に到着、傷病者と接触して救命活動開始
- 2時10分 救急隊が指令場所付近に到着
- 2時11分 消防隊がAEDを傷病者に装着
- 2時11分 救急隊が傷病者と接触して救命活動開始
- 2時20分 傷病者の搬送開始
- 2時27分 病院到着

ひらなか たかし

平中 隆 消防局長のコメント

今回の119番通報の対応につきまして、要請場所の誤指令により現場到着が遅延したことを心よりお詫び申し上げます。

お亡くなりになられた方のご冥福をお祈り申し上げますとともに、ご家族に対しまして心よりお悔やみ申し上げます。

お問い合わせ先

消防局司令課長	河野 宏紀	Tel 045-334-6721
消防局司令課担当課長	松崎 祐一	Tel 045-334-6741